- I. 一般広告物や一部の案内広告物(屋上・突出・壁面・塀利用)は掲出不可。
- Ⅱ. 案内広告物 (野立) の掲出基準 (概要) を以下に記載。

表示面積

1.0 m²以内(片面)

(※同一の寸法及び形状の案内 広告を、裏側が見えないように表 示する場合に限り、両面可)

案内距離

案内図板等の設置場所から、当 該案内図板等に表示されてい る全ての事業所等の敷地まで の道のり

2.0km 以内

相互間距離

同一の氏名、名称、店名、商標、 事業の内容、営業の内容を表示 する広告物は相互間の距離が 10m以上

板面の縦の長さ 0.8m以下 板面の横の長さ 「縦<横」

全体の高さ(広告板+脚)

·高さは地上 2.0m 以下

2

0

班

森とお花のテーマパーク

せせらぎ植物園



〇〇交差点 1 キロ先 右手

脚の色

- ·色相 10R~10Y
- •明度7以下

(半分以上を明度4以下不可)

・彩度3以下又は無彩色。

表示内容

写真、絵(イラスト、商標等)は表示してはならない。

案内表示の面積

板面の表示面積の1/3以上

地図•矢印

地図又は

矢印を表示

電飾設備

動光、点滅照明、ネオン照明、 光源が露出した物(案内広告を 直接照らすものを除く。)は使用 不可 色彩(板面)

0

8

贾

①幹線道路沿い(県道 21、22 号)

- ・色相指定なし
- •明度2以上
- ・彩度 4 以下(0~5R、5~10Y)、5 以下(5~10R、0~5Y)、6 以下(0~10YR)、3 以下(その他)
- ②その他地域
- ·色相 10R~10Y
- ・明度7以下

(板面の半分以上を明度 4 以下不可)

・彩度3以下又は無彩色。 ※両方の規制に該当した場合、 『その他地域』を適用。

板面で使用できる色数

- ・地 1色(※特例あり)
- •文字、地図、矢印 3色以内

【既存不適格広告物の取扱い】

現在、地区内において、表示等の許可を受けて表示している案内図板等については、屋外広告物誘導整備地区に指定された日(平成 29 年 12 月 26 日)から 3 年間(平成 32 年 12 月 25 日まで)は、引き続きこれらを表示し、または設置することができます。 ※注意 更新の日から 3 年間ではありません

【問合せ】三島市 計画まちづくり部 都市計画課 T

TEL 055-983-2631 • FAX 055-973-7241

E-mail toshikei@city.mishima.shizuoka.jp